

新岡垣風土記

第409回

古文書で探る庶民のくらし③

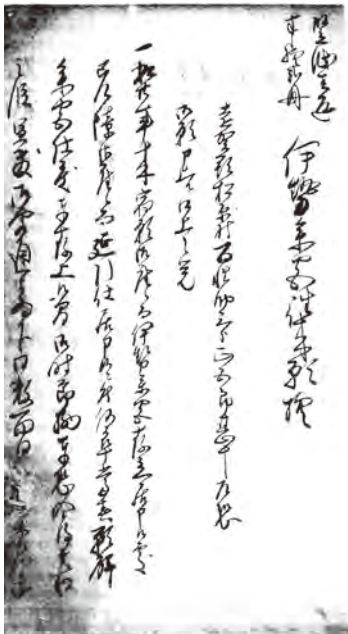
—伊勢参宮—

岡垣歴史文化研究会 羽山 健一

『吉田文書』に「伊勢参宮往来願控」がある。往来切手(往来手形)の交付申請書の控えて、文書の後半部分が欠落している。前半部分を紹介する。

遠賀郡松原村百姓助三郎・正五郎・甚十、恐れながら御願ひ申し上げる口上の覚え  
一、私共年来宿願御座候て伊勢参宮存じ立て居り申し候処、差し障り御座候て延引仕居り申し候に付き、何

卒当春願解き参宮仕りたく存じ上げ奉り候間、御時節柄恐れ入り奉り候へども、右の段宜しく御聞き通り為し下され、日数百日限り往来御切手頂戴仰せ付けられ為し下さるべく候。留守中御公役並びに田畠作り方などは親・兄弟居り申し少しも差し間え筋御座無く候条、御慈悲の上を以て、この段宜しくお聞き通り仰せ付けられ為し下さるべく候、偏に願ひ上げ奉り候、以上。



▲伊勢参宮往来願控

松原村百姓助三郎、同正五郎、同甚十 弘化2(1845)年正月 遠賀鞍手御郡代御役所  
この後に、組合(5人組)の口上が続く。  
右私共組合助

三郎・正五郎・甚十3人の者共、伊勢参宮往来御切手御願ひ申し上げ候処、相違御座無く候。御公役並びに作り方などは親・兄弟受持ち、尚又私共よりも助合、差支え申さずよう仕上げるべく候条、宜しく御聞き通り仰せ付けられ為し下さるべく候、願ひ上げ奉り候、以上。

松原村助三郎・正五郎・甚十組合勝平(以下6名連署) 同年正月 遠賀鞍手御郡代御役所

この後に庄屋貞次・組頭運署の奥書、別府触大庄屋仰木三兵衛の奥書が続くのである。以上が願書である。願書と同時に「往来切手申請帳」が作成された、書式を紹介する。

「遠賀郡○○村伊勢参宮之者、往来御切手申請書物之事」に続き、参宮人の名前、性別、年齢、身分、檀那寺、宗派などを記載し、次に誓約事項を箇条書きする。

◎ 出生月日、日数百日を厳守する。  
◎ 寺証文(身分証)を持参する。  
◎ 寺証文(身分証)を持参する。◎ 他国居住者でなく、帰参遅延の場合には必ず呼び戻す。また、他国で紛争などを起こさない。◎ 送り酒や迎え事をしない。留守見舞いや贈物は受け取らない。◎ 旅行中に借金をしない。不相応な買物や後払いの買物をしない。◎ 刀(脇差)を携帯しない。◎ 他国で病気になる百日を超え

る時は、医者や宿主の証文を取る。以上の誓約事項の後に、「右の条々相守り候様申し付け候。もし違背仕り候はば、その者の儀は申し上げるに及ばず、私共まで越度仰せ付けらるべく候、後日のため書き物件の如し。弘化〇年〇月 〇〇村庄屋・組頭(連署) 遠賀鞍手御郡代御役所」

往来切手交付の願書と申請帳が郡代役所に提出されて、初めて往来切手が発行されるのである。松原村の3人は、往来切手と寺証文を携帯し、同行10〜20人の団体で伊勢参宮に向かうのである。

弘化2年1月下旬に芦屋か黒崎から船で出発し、海路・陸路で伊勢神宮や各地の神社、名所旧跡を廻る50〜70日の旅である。旅先では各地の名産品やお土産、書籍、農産物の種子や苗木なども購入したのである。3人にとって、伊勢参宮は生涯1度の大旅行だったのである。前述の願書や申請帳は、旅行の日程などが確定した後に作成されるので、松原村の3人が伊勢参宮をしたのは事実である。

つづく